

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の仮想事例を読んで、設問に答えなさい。

【仮想事例】

K市では、K市中心部のN駅前で、日本に居住する特定の国の出身者や特定の人種・民族に属する人々の排斥を訴えるデモが多数行われていた。その中で、デモ隊は拡声器を用いて「A人は国へ帰れ!」「A人は全員殺せ!」などと大声でわめきたてていた。

これに対しK市は、こうした差別をなくしすべての市民が個人として尊重されるまちづくりを推進するため「K市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定した。条例では、K市内で拡声器などを用いて本邦外出身者に対する不当な差別的言動を禁止し、市長の命令を受けてもそうした言動をやめない場合、50万円以下の罰金に処する旨規定している。

20**年5月、Yは、インターネットを通じて、N駅前「A人排斥を求めるK市民大集会」の実施を呼びかけ、同月25日午前10時よりN駅前25名ほどの集団で、拡声器を用いた上で「A人をK市から叩き出せ!」「A人は皆殺しにせよ!」「A人はゴキブリだ」などと大声を出した。通報を受けたK市長は、現場に赴きYらの発言を確認した上で、Yらに対しそうした差別的言動をやめるよう命令を発した。しかしYらはこれを無視して、上記のような差別的言動を繰り返したためYらは条例違反で起訴された。

【設問】

- (1) Y側の弁護人として、憲法上、どのような主張を行うか。
- (2) 検察側の反論を想定しつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

※ 条例違反の認定手続、条例の規定の明確性・広範性、法律と条例の関係については論じなくてよい。

【資料】K市差別のない人権尊重のまちづくり条例（抄）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当

な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律 68 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第 12 条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

第 13 条 前条の行為が、本市の管理する公共の場所において行われたときは、市長は、当該行為者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

第 16 条 第 13 条の規定による市長の命令に違反をした者は 50 万円以下の罰金に処する。

以上

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例における甲及び乙の罪責を論じなさい（特別法違反は除く。）。
なお、錯誤論に関しては、判例の見解に依拠すること。

〔設例〕

甲は以前勤めていた職場の上司で、甲に対して陰湿なパワハラを繰り返していたVへの恨みがいまだに消えず、この際Vを殺してしまおうと思い、「お歳暮」として送る高級きび砂糖の中に、それと似た色の毒薬を致死量分混ぜておき、丁寧に包装してから妻の乙に対し、「これはVさんへのお歳暮だが、直接Vさん宅に届けてくれないか。」と依頼した。乙は「はい、わかりました。」と二つ返事で答え、早速この「お歳暮」を持って、電車を利用してV宅へと向かった。

しかし、乙はその道すがら、かつて甲が職場でVに執拗にいじめられていて、甲が会社から帰宅すると、「Vの野郎、ぶっ殺してやる！」などと叫びながら荒れ狂っていたことを思い出し、ひょっとしたらこの「お歳暮」に爆弾が仕掛けられているとか、ナイフが入っている等、V等の生命にとって危険な荷物かもしれないとの疑念を抱いたが、乙はそれならそれがかまわない、Vなんて奴は死んだらいいと思い、そのまま電車に乗り続け、V宅最寄りの駅で下車した。

ところが、乙は現地にて、V宅の近辺にあり、Vと同じ名字の表札が掛かっていたA方をV宅だと勘違いして、A方のインターホンのボタンを何度か押したが、応答がなかったので、留守だと思い、玄関ドアの前にこの「お歳暮」を置いて帰宅した。その数時間後、外出先から戻ったAは、間違った「お歳暮」とは気づかずに、職業上関わりのある誰かからの進物だと思い込み、それを室内に持ち込んで荷物の包装を解いて、透明のビニール袋の中に砂糖が入っていることを確認した。しかし、A家の中には砂糖があり余っていたことから、Aはおそらく半年ほど先に、それらを使い切ってからこの砂糖を消費することにしようと思い、砂糖入りの袋を開けないまま、それをとりあえず台所内の収納棚にしまっておいた。

以上

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

【問題】

Aは建設会社、Bは建売住宅販売会社である。2023年3月1日、Aは、Cから融資を受けるにあたり、再来月に、Bとの間で、B所有地上にBが販売する甲建物を建築する建物建築請負契約を締結することが予定されていたことから、同契約が締結されれば生じるであろう3000万円の請負報酬債権（ α 債権）をCに譲渡した。そして、同年3月2日に、AはBに対してこの旨を内容証明郵便により通知した。同年5月2日に、AとBとの間で甲建物の建築請負契約が締結され、甲建物の完成期日を同年11月20日とすること、 α 債権の弁済期を同年12月1日とすることが合意された。以下の設問にすべて答えなさい。なお、各設問は独立しているものとする。

（設問1）Aの建築作業には初期の段階から不備や手抜きが多数みられたことから、BはAに何度も是正を求めたが一向に状況が改善されなかったため、Bは2023年9月1日に甲建物の建築請負契約を解除した。なお、解除時の出来高部分はとてもその後の利用に耐えうるものではなかったものとする。同年12月1日、Cからの α 債権の履行請求に対して、Bは解除による α 債権の消滅をもって、これに対抗することができるか。

（設問2）2023年11月20日に工事が完成し、BはAから甲建物の引渡しを受けた。他方で、Bは、同年6月1日に、Aに対して返済期限を同年11月1日として事業資金5000万円を貸し付けたが、返済期限が来てもAからの返済はない。同年12月1日、Cからの α 債権の履行請求に対して、BはAへの貸金債権（ β 債権）による相殺をもって、これに対抗することができるか。

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の文章を読み、後記〔設問1〕および〔設問2〕に解答しなさい。配点：各50点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）はAのみの出資により設立され、創業以来Aがその代表取締役社長に就任している。現在の取締役は、AのほかBおよびCであり、甲社は取締役会を設置する会社法上の非公開会社である。
2. Bは、Aの息子であり、甲社の代表取締役専務であったが、ギャンブル好きが高じて消費者金融からたびたび借金を重ねるなど素行が悪く、このことが取引先などに知れると甲社の信用を損ないかねないことから、甲社では、2023年9月20日の取締役会において、Bを代表取締役から解職する決議が適法に成立し、Bは、同日付で甲社の非常勤取締役となり、その旨の登記も了した。
3. 2023年12月20日、Bは甲社専務と名乗ったうえで、取引先の個人商人Dとの間で仕入取引を行った。Dは、Bが代表取締役を解職されたことを知らず、引き続き専務であると信じていた一方で、これまでBが甲社を代表して仕入取引を行ったことがなかったため不審に思った。しかし、余計な口出しをして得意先を失ってはならないと思い、本件仕入取引を実行した。
4. Bが上記解職決議以降も対外的に自分自身の身分を専務と名乗っているのを見咎めたCは、もはや専務ではないから専務と名乗るのをやめるよう申し入れた。他方、Aは当該事実を知りながら黙認していた。

〔設問1〕 Dは、甲社に対し、本件仕入取引に係る代金の支払を請求することができるか。

〔設問2〕 事実2において、Bの解職決議が成立した後、Bの代表取締役退任登記がされていない場合、Dは、甲社に対し、本件仕入取引に係る代金の支払を請求することができるか。

なお、本件仕入取引は甲社において代表取締役が単独で決定し実行できる規模であった。また、Dが甲社の商業登記簿を閲覧した事実はない。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

Xは、Xを貸主、Yを借主とする金銭消費貸借契約を、Yの代理人Aとの間で締結したと主張し、Yに対し500万円の貸金返還請求訴訟を提起した。訴状の請求の原因欄には、「（1）Xは、Aに対し、令和4年7月15日、弁済期を令和5年7月15日と定め、500万円を貸し付けた。（2）Aは、（1）の際、Yのためにすることを示した。（3）Yは、Aに対し、（1）に先立ち、（1）の代理権を授与した。（4）令和5年7月15日は経過した。」と記載され、金銭消費貸借契約書や委任状の写し等の書証も添付されていた。

第1回口頭弁論期日において、原告側はXの訴訟代理人Bが出席して訴状を陳述したのに対し、被告側はAがYの名を名乗って出廷し、答弁書を陳述したところ、Aの様子に疑問を抱いたBの質問により、AがYの許可・承諾なくYの名を名乗って答弁書を作成・陳述したことが、法廷において明らかになった。

〔設問〕

当事者の確定基準について学説の状況を説明した上で自説を明らかにし、本件において被告が誰になるか、また、受訴裁判所はいかなる措置をとるべきか、論じなさい。